



東映株式会社

証券コード：9605

第102期定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

東京都中央区銀座3丁目2番17号
東映会館内 丸の内T O E I ①

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第3号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）継続の件

目次

招集ご通知	1
事業報告	5
計算書類	23
連結計算書類	25
監査報告書	27
株主総会参考書類	35

株主総会にご出席の株主様への「お土産」はご用意しておりません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 9605
2025年6月6日
(電子提供措置の開始日：2025年5月30日)

株 主 各 位

東京都中央区銀座3丁目2番17号
東映株式会社
取締役社長 吉村 文雄

第102期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第102期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.toei.co.jp/ir/about-stocks/?tab=meeting>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、ご確認ください。)

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「東映」又は「コード」に当社証券コード「9605」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使できますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいます。3ページの「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日(金曜日) 午前10時
※ 受付開始 午前9時
2. 場 所 東京都中央区銀座3丁目2番17号
東映会館内 丸の内T O E | ①
(末尾掲載の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
- 1.第102期(2024年4月1日から2025年3月31日まで) 事業報告及び計算書類の内容報告の件
 - 2.第102期(2024年4月1日から2025年3月31日まで) 連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件
- 第3号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収への対応方針)継続の件

以 上

◎当日ご出席される場合は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

①事業報告の「I 会社の現況に関する事項」の「主要な事業所」、「IV 会計監査人の状況」、「V 会社の体制及び方針」の「1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「2. 会社の支配に関する基本方針」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月27日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月26日(木曜日)
午後6時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日(木曜日)
午後6時入力完了分まで

議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

御中

株主総会日 議決権の数 XX 票

XXXXXXXXXX月XX日

1. _____

2. _____

ここに貼る

ロデザイン用QRコード

見本

XXXXXXXXXX-XXXX-XXXX-XXXX
XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

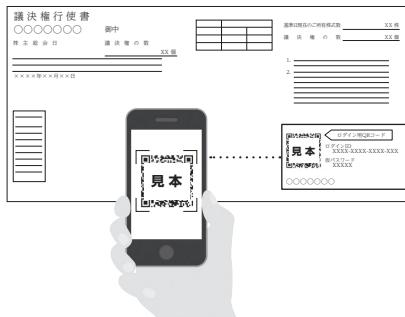
書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

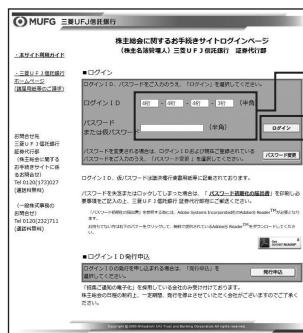
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様は、株式会社CJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

※ 百万円単位で記載した金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

I 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、インバウンド需要の拡大や、個人消費持ち直しの動きがみられるようになりましたが、資源価格の高騰や米国の今後の政策動向等への懸念により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のなかで当社は、映像・催事・不動産事業の各事業におきまして、堅実な営業施策の遂行に努めました。その結果、当事業年度の売上高は443億7千2百万円（前年度比20.5%減）、営業利益は8億8千5百万円（前年度比75.7%減）、経常利益は49億2千1百万円（前年度比35.2%減）となり、また、特別利益として投資有価証券売却益等を、特別損失として解体撤去費用等を計上いたしまして、当期純利益は42億1千9百万円（前年度比32.0%減）となりました。

次に事業別の概況をご報告申し上げます。

[映像事業]

映画事業は、劇場用映画の提携製作と他社作品の受託配給を行い、当事業年度は別表記載の作品を配給いたしました。このうち、「帰ってきた あぶない刑事」「わんだふるぷりきゅあ！ざ・むーびー！ドキドキ♡ゲームの世界で大冒険！」「35年目のラブレター」がヒットし、「【推しの子】-The Final Act-」「室町無頼」「THE FIRST SLAM DUNK 復活上映」「映画 仮面ライダーガッチャード ザ・フューチャー・デイブレイク／爆上戦隊ブンブンジャー 劇場BOON！ プロミス・ザ・サーキット」等が好稼働しました。加えて、直営劇場において上映作品のうち「帰ってきた あぶない刑事」「THE FIRST SLAM DUNK 復活上映」等が好調に稼働いたしました。当事業年度末の直営劇場数は、前年度末と同数の2館であります。なお、映画興行業につきましては、当社子会社・(株)ティ・ジョイによるシネマコンプレックス（共同経営、共同運営含め23サイト230スクリーン）の運営が、事業の中心となっております。

(別表)

提携製作作品	
1	帰ってきた あぶない刑事
2	逃走中 THE MOVIE
3	映画 仮面ライダーガッチャード ザ・フューチャー・ディブレイク/ 爆上戦隊ブンブンジャー 劇場BOON! プロミス・ザ・サーキット
4	THE FIRST SLAM DUNK 復活上映
5	わんだふるぷりきゅあ!ざ・むーびー! ドキドキ♡ゲームの世界で大冒険!
6	鬼太郎誕生 ゲゲゲの謎 真生版
7	ボルテスV レガシー
8	十一人の賊軍
9	「劇場版アイカツ!」～メモリアルアンコール～
10	【推しの子】-The Final Act-
11	室町無頼
12	大きな玉ねぎの下で
13	35年目のラブレター
14	映画おしりたんてい スター・アンド・ムーン
受託配給作品	
15	劇場版アイドルリッシュセブン LIVE 4bit BEYOND THE PERIOD 再上映
16	BELIEVE 日本バスケットを諦めなかった男たち
17	リバイバル上映「楽園追放 -Impelled by 10th Anniversary-」
18	結末、その先へ ～侍たちの苦悩と希望～
19	あめだま

ドラマ事業は、テレビ映画に関して各放送局間の激しい視聴率競争により番組編成の多様化が進むなか、受注市場は厳しい状況にありましたが、作品内容の充実と受注本数の確保に努め、当事業年度は60分作品「相棒」「科捜研の女」など68本、30分作品「仮面ライダーガヴ」「わんだふるぷりきゅあ！」など147本、ドラマプレミアム「新☆暴れん坊将軍」など12本の計227本を製作してシェアを維持し、また、「爆上戦隊ブンブンジャー」「仮面ライダーガヴ」「仮面ライダーガッチャード」などキャラクターの商品化権営業も堅調でした。

コンテンツ事業は、劇場用映画等の地上波・BS・CS放映権及びビデオ化権の販売、Amazonプライム・ビデオをはじめとした配信事業者向けの配信権販売を行い、その結果、旧作テレビ時代劇等の放映権販売、「【推しの子】-The Final Act-」「七夕の国」「十一人の賊軍」等の配信権販売が好調でした。また、「東映特撮ファンクラブ」における会員数の増加が売上高に寄与しました。加えて、海外向け販売においては、「【推しの子】-The Final Act-」等劇場用映画の海外向け上映権販売、「王様戦隊キングオージャー」「仮面ライダーガッチャード」「ヒーロボカブタック」等テレビ映画の海外向け商品化権販売や展示型イベント「生誕50周年記念 THE仮面ライダー展」の輸出販売を行い、順調に推移しました。そのほか、教育映像の製作配給等を行い、2024年教育映像祭において「小学生の情報モラル教室 スマホを正しく活用しよう！1巻 学ぼう！スマホのトラブルを防ぐマナーとルール」「大切なひと」が最優秀作品賞を受賞しました。

撮影所事業は、劇場用映画・テレビ映画等の受注製作、部分請負等を行いました。

以上により、当事業の売上高は269億8千6百万円（前年度比30.4%減）となりました。

〔催事事業〕

催事事業は、「王様戦隊キングオージャー ファイナルライブツアー2024」「ブルックリン博物館所蔵 特別展 古代エジプト」をはじめ、様々なジャンルの展示型イベント、ライブイベントや舞台演劇、人気キャラクターショーなど各種イベントの提供を行いました。また、映画関連商品の販売やオンラインサイトによるイベント商品の通信販売、仮面ライダーストア等でキャラクターグッズの販売を行うなど積極的な営業活動を展開いたしました。

以上により、当事業の売上高は100億3千2百万円（前年度比0.2%増）となりました。

〔不動産事業〕

不動産賃貸業は、首都圏や中心都市において賃料水準の上昇傾向が見られるものの、地方圏においては人口減少による需給バランスが崩れつつあります。当事業年度は、引き続き「東映太秦映画村」、全国に所有する「東映プラザ（渋谷・福岡・広島・仙台）」「新宿三丁目イーストビル」等の複合商業施設、マンション等の賃貸運営が堅調に推移しました。

ホテル業においては、大型イベントの開催復活により国内の旅行需要は緩やかな回復基調にあり、また、円安効果で訪日外国人観光客数も増加する一方、引き続き物価高の影響を受けております。このような状況のなか、価格改定やコスト管理の徹底に努め、東映ホテルのリニューアルを実施しました。

以上により、当事業の売上高は73億5千2百万円（前年度比3.9%増）となりました。

2. 資金調達状況

当事業年度に運転資金として30億円を金融機関より借り入れました。

3. 設備投資状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は25億1千1百万円で、その主なものは東映太秦映画村リニューアルに伴うテーマパーク設備への投資であります。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

2024年4月1日付で、当社のパッケージ事業を、当社の連結子会社である東映ビデオ株式会社を承継会社として承継する吸収分割をしております。

5. 対処すべき課題

当社グループは『愛される「ものがたり」を全世界に』を使命とし、世の中の変化を捉え、新しいメディアに対応しながら、映像製作を一貫して継続してきました。

現在、少子高齢化やそれに伴う人口減少、消費者ニーズや伝達媒体の多様化等、当社グループを取り巻く経営環境は急激に変化しております。

こうした状況のなか、当社グループの経営課題として以下を認識しております。

【経営課題】

- ・ オリジナルを中心とした新規IP創出力の増強によるIPポートフォリオの拡充
- ・ IPのグローバル展開の加速と、国内・海外のIPマルチユース促進によるIPあたり収益の最大化
- ・ 持続的成長に向けたIPライフサイクルの長期化

そして、これらの経営課題の解決に向け、グループの中長期的な成長戦略として『東映グループ中長期VISION「TOEI NEW WAVE 2033」』を2023年2月に策定し、推進しています。当社グループの強みは多様で魅力的な作品群を生み出す源泉となる企画製作力、そしてIPホルダーとして収益最大化を実現するマルチユース展開力と認識し、その強みを活用した重点施策として、以下に取り組んでおります。

【重点施策】

- ①映像事業収益の最大化
- ②コンテンツのグローバル展開へのチャレンジ
- ③映像事業強化のための人的投資の拡大
- ④持続的なチャレンジと成長を支える経営基盤強化

上記施策展開により、国内外でのトップライン拡大及びベースライン収益の向上を目指すとともに、ステークホルダーの皆様に向けた更なる開示の充実にも取り組みます。

東映グループ中長期VISIONのスローガンである「To the World, To the Future - 「ものがたり」で世界と未来を彩る会社へ-」のもと、引き続き、経営課題の解決に尽力してまいります。

【TOEI NEW WAVE 2033】全体像



6. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第99期 (2022年3月期)	第100期 (2023年3月期)	第101期 (2024年3月期)	第102期 (当事業年度) (2025年3月期)
売 上 高 (百万円)	37,754	65,871	55,846	44,372
経 常 利 益 (百万円)	2,979	9,101	7,592	4,921
当 期 純 利 益 (百万円)	2,243	6,021	6,207	4,219
1株当たり当期純利益 (円)	34.81	93.57	96.54	65.62
総 資 産 (百万円)	150,812	160,079	168,551	182,224
純 資 産 (百万円)	88,656	92,425	101,580	115,159
1株当たり純資産 (円)	1,375.71	1,437.48	1,579.86	1,790.96

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2024年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第99期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

7. 重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
東映アニメーション株式会社	2,867 ^{百万円}	41.0 % (6.8)	アニメーション作品の 製作・販売
東映ビデオ株式会社	27	100.0 (62.2)	ビデオソフトの製作・ 販売
株式会社ティ・ジョイ	3,000	73.7 (8.0)	シネマコンプレックス の企画、開発、経営
株式会社東映テレビ・プロダクション	20	100.0	映像制作

- (注) 1. 議決権比率には、() 内に表示した間接所有の議決権比率が含まれております。
2. 当社は、2024年4月1日付で、東映ビデオ株式会社の株式を追加取得しております。
3. 当社は、2024年9月16日及び2025年3月14日付で、株式会社ティ・ジョイの株式を追加取得しております。

8. 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

映像事業

映画事業 劇場用映画の製作及び配給、映画劇場の経営

ドラマ事業 テレビ映画等の製作、キャラクターの商品化権営業

コンテンツ事業 各種映画の著作権営業、ビデオ化権の販売、各種映画の輸出入、教育映像の製作配給及び受注製作

撮影所事業 各種映像作品の受注製作

ポストプロダクション (各種映像作品の編集から完成までの仕上げ) 業務、映像製作における新技術の研究開発

催事事業

イベントの提供、映画関連商品等の製作販売

不動産事業

不動産の賃貸及び販売、ホテルの経営

9. 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

区分	従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	296 名	+9 名	44.7 歳	15.4 年
女性	138	0	40.3	12.1
計又は平均	434	+9	43.3	14.3

(注) 1. 受入出向者6名、嘱託31名を含み、出向者25名を除いております。

2. 当事業年度より、受入出向者及び嘱託を含み、出向者を除いた記載に変更しております。前年度末比増減は、前事業年度従業員数を当該基準により再集計したものととの比較です。

10. 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社 三井住友銀行	7,030 百万円
株式会社 三菱UFJ銀行	3,725

Ⅱ 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

1. 株式数

(1) 発行可能株式総数 150,000,000株

(2) 発行済株式の総数 73,844,545株

(注) 2024年4月1日付で実施した株式分割(普通株式1株を5株に分割)に伴い、発行可能株式総数は120,000,000株、発行済株式の総数は59,075,636株増加しております。

2. 株主数

7,652名 (前年度末比 950名増)

3. 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社 テレビ朝日ホールディングス	12,640 ^{千株}	19.6%
株式会社 TBSテレビ	6,075	9.4
株式会社 バンダイナムコホールディングス	5,177	8.0
JP MORGAN CHASE BANK 380815	4,662	7.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,572	7.1
株式会社 日本カストディ銀行 (信託口)	3,602	5.6
東急株式会社	3,000	4.7
株式会社 フジ・メディア・ホールディングス	2,862	4.4
日本テレビ放送網株式会社	2,400	3.7
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,749	2.7

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

2. 当社は、自己株式9,403,497株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、当該自己株式には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式は含まれておりません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役会長	多 田 憲 之	東映アニメーション株式会社 取締役 株式会社ティ・ジョイ 代表取締役社長 株式会社テレビ朝日ホールディングス 社外取締役 株式会社テレビ朝日 取締役
代表取締役 取締役社長	吉 村 文 雄	映像本部長 東映アニメーション株式会社 取締役 株式会社セントラル・アーツ 代表取締役社長
専務取締役	和 田 耕 一	経営管理本部長兼経営戦略部担当 東映アニメーション株式会社 監査役
常務取締役	鎌 田 裕 也	不動産事業本部長兼不動産戦略部長 株式会社東映京都スタジオ 代表取締役社長
取 締 役	小 嶋 雄 嗣	映像本部副本部長兼撮影所事業部門長、 京都撮影所長、太秦地区担当
取 締 役	早 河 洋	株式会社テレビ朝日ホールディングス 代表取締役会長 株式会社テレビ朝日 代表取締役会長
取 締 役	野 本 弘 文	東急株式会社 代表取締役会長 東急不動産ホールディングス株式会社 取締役 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 社外取締役
取 締 役	植 木 義 晴	
取 締 役 (常勤監査等委員)	堀 口 政 浩	
取 締 役 (監査等委員)	塩 生 朋 子	四谷共同法律事務所 弁護士 株式会社アズパートナーズ 社外監査役 パルシステム生活協同組合連合会 員外監事
取 締 役 (監査等委員)	佐 藤 仁	
取 締 役 (監査等委員)	桂 川 志 麻	神津・山田税理士法人 社員税理士

- (注) 1. 取締役野本弘文、植木義晴の両氏は、社外取締役であります。
2. 当社監査等委員会は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、堀口政浩氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役（監査等委員）塩生朋子、佐藤 仁、桂川志麻の各氏は、社外取締役であります。

4. 取締役（監査等委員）佐藤 仁氏は、過去に東京急行電鉄株式会社（現・東急株式会社）及び株式会社東急レクリエーションの財務部門において、長年にわたり業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役（監査等委員）桂川志麻氏は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役野本弘文及び植木義晴、取締役（監査等委員）塩生朋子、佐藤 仁、桂川志麻の各氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員としてそれぞれ同取引所に届け出ております。
7. 当事業年度中に次のとおり取締役、監査等委員である取締役の異動がありました。

(1) 就任

(2024年6月27日付)

取 締 役	植木 義晴
取 締 役 (監査等委員)	桂川 志麻

(2) 退任

(2024年6月27日付任期満了)

取 締 役 (監査等委員)	神津 信一
------------------	-------

(3) 担当の異動

(2024年4月1日付)

代 表 取 締 役 取 締 役 社 長	吉村 文雄	映像本部長 (従来・映像本部長兼コンテンツ事業部門統括)
取 締 役	小嶋 雄嗣	映像本部副本部長兼撮影所事業部門長、京都撮影所長、 太秦地区担当 (従来・映像本部副本部長兼映画事業担当、撮影所事業 担当、京都撮影所長、太秦地区担当)

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役及び社外取締役、監査等委員である社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、子会社である株式会社ティ・ジョイを含む取締役、監査役、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約では、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

4. 当事業年度に係る取締役の報酬

【取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針】

当社は、2024年6月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、任意の指名・報酬委員会からの答申を参考に、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

(1) 基本的な考え方

当社の取締役報酬は、業務執行内容、経営環境、財務状況等を考慮し、当社と同程度の事業規模及び関連する業種・業態に属する企業における役員報酬水準を参考に決定いたします。当社の取締役報酬（監査等委員である取締役、非業務執行取締役及び社外取締役の報酬を除く。）は、業績向上によるインセンティブが働く制度とし、金銭報酬及び非金銭報酬により構成します。金銭報酬については、職務評価に基づく月額固定の基本報酬、業績連動報酬としての賞与で構成し、非金銭報酬については、業績連動型株式報酬により構成するものとします。

監査等委員である取締役、非業務執行取締役及び社外取締役の報酬は、専門性、経験、役割・職務の内容を勘案し、常勤及び非常勤を区分し、相応な基本報酬のみで支給します。

(2) 基本報酬に関する方針

月額報酬（確定額の報酬）として、賞与と合わせて株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、各取締役の役位・職責・成果、執行役員及び従業員の給与・賞与・昇給等の水準、最近事業年度の経営成績目標に対する到達度、過去の支給実績などを総合的に勘案し、報酬額を決定します。

(3) 賞与に関する方針

監査等委員でない取締役（非業務執行取締役及び社外取締役を除く。）を対象に、年次計画達成への短期のインセンティブ付与を目的として、2024年度以降において新たに賞与を導入します。原則として、個々の取締役の年間賞与額は、役位別の賞与標準額に各事業年度の業績結果の達成率等により決まる支給率を乗じることにより変動するものとし、基本報酬と合わせて株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、年2回に分けて支給するものとします。

(4) 業績連動型株式報酬に関する方針

監査等委員でない取締役（非業務執行取締役及び社外取締役を除く。）を対象に、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるための中長期のインセンティブ付与を目的として、業績連動型株式報酬を導入し、原則として、別に定める株式交付規程の基準に従い退任後に当社株式を交付します。

(5) 報酬等の割合に関する方針

監査等委員でない取締役（非業務執行取締役及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の額は基本報酬、賞与及び業績連動型株式報酬で構成されており、監査等委員である取締役、非業務執行取締役及び社外取締役は基本報酬が個人別の報酬等の額の全部を占めております。なお、監査等委員でない取締役（非業務執行取締役及び社外取締役を除く。）の基本報酬、賞与及び業績連動型株式報酬の割合につきましては、健全なインセンティブとして機能するよう適切な支給割合を決定します。

(6) 報酬等の付与時期や条件に関する方針

①基本報酬

基本報酬は金銭とし、在任中に、原則として毎月一定の時期に支払うものとします。

②賞与

当社が持続的成長を目指していくにあたり業務執行の成果を測る上で適切であることから、各事業年度の当社の単体当期純利益及び連結営業利益等に連動する制度とします。個々の取締役の年間賞与額は、役位別の賞与標準額に各事業年度の計画策定時の目標値の達成率等により決まる支給率を乗じることにより、0～110%の範囲内で変動するものとし、年2回に分けて支給するものとします。

③業績連動型株式報酬

業績連動型株式報酬は、毎年一定の時期にあらかじめ定められた固定ポイント及び業績連動ポイントを付与しますが、業績連動ポイントは当社の業績目標の達成度等に応じた業績連動係数を乗じることによって0%～200%の範囲内で変動します。取締役等の退任後、当該取締役等の在任期間中に付与された固定ポイント及び業績連動ポイントの累積ポイント数に応じて当社株式等の交付等を行います。なお、業績連動ポイントにおける指標は、当社の事業形態等に適したものとして、収益性指標である単体営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益としております。

(7) 報酬等の委任に関する事項

取締役会は、前述の方針に基づいて、代表取締役社長 吉村 文雄（映像本部長）に、当事業年度に係る個人別の報酬等の内容の最終決定を委任し、前述の方針に基づいた個人別の報酬案の作成を担当部署に指示するとともに、作成された個人別の報酬案の内容を検討したうえで、個人別の報酬等の内容を決定します。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

【取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項】

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2024年6月27日開催の第101期定時株主総会において年額480百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。

また、取締役（非業務執行取締役、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の業績連動型株式報酬の額は、2022年6月29日開催の第99期定時株主総会において連続する3事業年度を対象として600百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の本制度の対象となる取締役の員数は6名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2022年6月29日開催の第99期定時株主総会において年額70百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役は3名）です。

【業績連動報酬等に関する事項】

当社は、役員報酬BIP信託による業績連動型株式報酬制度を2022年に導入しました。「業績連動型株式報酬」は取締役（非業務執行取締役、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬と、当社の業績及び株主価値との連動性を明確にし、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めること及び株価の変動によるリターンとリスクを株主の皆様と共有することを目的としております。

なお、当該業績連動型株式報酬に係る指標は、単体営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益としており、実績はそれぞれ885百万円、15,722百万円であります。

【当事業年度に係る報酬等の総額等】

区 分	報酬等総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	264 (11)	201 (11)	63 (-)	63 (-)	8 (2)
監査等委員である 取締役 （うち社外取締役）	36 (16)	36 (16)	- (-)	- (-)	5 (4)

- (注) 1. 業績連動報酬等は、業績達成度等に応じて付与されたポイントに相当する当社株式が信託を通じて給付される株式報酬制度に基づき、当事業年度に役員株式給付引当金繰入額として費用計上した株式報酬相当額であります。
2. 上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与21百万円（賞与7百万円を含む。）は含まれておりません。
3. 上記の監査等委員である取締役の支給人員には2024年6月27日開催の第101期定時株主総会の終結の時をもって退任した社外取締役（監査等委員）1名を含んでおります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況及び当社との関係（2025年3月31日現在）

氏名	重要な兼職の状況
野本弘文 （社外取締役）	東急株式会社 代表取締役会長 東急不動産ホールディングス株式会社 取締役 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 社外取締役
植木義晴 （社外取締役）	
塩生朋子 社外取締役（監査等委員）	四谷共同法律事務所 弁護士 株式会社アズパートナーズ 社外監査役 パルシステム生活協同組合連合会 員外監事
佐藤仁 社外取締役（監査等委員）	
桂川志麻 社外取締役（監査等委員）	神津・山田税理士法人 社員税理士

- (注) 1. 社外取締役野本弘文氏は、東急株式会社の代表取締役会長を兼務しており、同社は当社普通株式3,000,000株（発行済株式の総数の4.1%）を、当社は同社普通株式1,451,103株（発行済株式の総数の0.2%）をそれぞれ保有しております。また、当社は同社との間に渋谷東映プラザの一部賃貸等の取引があります。
2. 社外取締役野本弘文氏は、東急不動産ホールディングス株式会社の取締役を兼務しております。当社と当該兼職先との間には、特別な関係はありません。
3. 社外取締役野本弘文氏は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの社外取締役を兼務しており、当社は同社普通株式242,650株（発行済株式の総数の0.0%）を保有しております。
4. 社外取締役（監査等委員）塩生朋子氏は、四谷共同法律事務所の弁護士並びに株式会社アズパートナーズの社外監査役及びパルシステム生活協同組合連合会の員外監事を兼務しております。当社と当該兼職先との間には、特別な関係はありません。
5. 社外取締役（監査等委員）桂川志麻氏は、神津・山田税理士法人 社員税理士を兼務しております。当社と当該兼職先との間には、特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
野本弘文 (社外取締役)	取締役会は13回開催中12回に出席し、企業グループの経営上参考となる事項等について発言を行っております。また、経営の専門家としての経験・見識をもとに、取締役会において定期的に、自身が経営に携わる企業グループの取り組み等について報告するなど、専門的な立場から監督、助言等を行い、適切な役割を果たしております。
植木義晴 (社外取締役)	植木義晴氏は、2024年6月27日開催の定時株主総会において選任されました。取締役会は9回開催中9回に出席し、企業グループの経営上参考となる事項等について発言を行っております。また、経営の専門家としての経験・見識をもとに、取締役会において定期的に、自身が経営に携わっていた企業グループの取り組み等について報告するなど、専門的な立場から監督、助言等を行い、適切な役割を果たしております。
塩生朋子 社外取締役(監査等委員)	取締役会は13回開催中13回に、監査等委員会は13回開催中13回に出席し、議案等に関連した発言を行っております。また、法律の専門家としての経験・見識をもとに、専門的な立場から監督、助言等を行い、適切な役割を果たしております。
佐藤仁 社外取締役(監査等委員)	取締役会は13回開催中13回に、監査等委員会は13回開催中13回に出席し、議案等に関連した発言を行っております。また、当社の主要な事業である映画興行や不動産事業に関する経験・見識をもとに、専門的な立場から監督、助言等を行い、適切な役割を果たしております。
桂川志麻 社外取締役(監査等委員)	桂川志麻氏は、2024年6月27日開催の定時株主総会において選任されました。取締役会は9回開催中9回に、監査等委員会は9回開催中9回に出席し、議案等に関連した発言を行っております。また、税務の専門家としての経験・見識をもとに、専門的な立場から監督、助言等を行い、適切な役割を果たしております。

(注) 社外取締役植木義晴、社外取締役(監査等委員)桂川志麻の両氏は、2024年6月27日開催の第101期定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会への出席状況については就任後の開催回数で記載しております。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(資産の部)		百万円	(負債の部)		百万円
流動資産		19,739	流動負債		29,168
現金及び預金		4,798	支払手形		355
受取手形		1	買掛金		5,644
売掛金		9,690	短期借入金		6,800
契約資産		301	1年内返済予定の長期借入金		10,207
商品及び製品		1,256	未払金		2,766
仕掛品		1,752	未払法人税等		153
原材料及び貯蔵品		442	前受金		527
その他		1,499	賞与引当金		661
貸倒引当金		△1	契約負債		989
固定資産		162,484	その他		1,061
有形固定資産		77,799	固定負債		37,896
建物		22,376	長期借入金		8,572
構築物		315	繰延税金負債		11,447
機械及び装置		237	再評価に係る繰延税金負債		8,177
土地		52,063	退職給付引当金		2,590
建設仮勘定		1,951	役員株式給付引当金		259
その他		855	長期預り保証金		5,442
無形固定資産		297	その他		1,406
投資その他の資産		84,388	負債合計		67,065
投資有価証券		56,357	(純資産の部)		
関係会社株式		24,092	株主資本		74,019
長期滞留債権		3,080	資本金		11,707
前払年金費用		1,672	資本剰余金		13,872
その他		1,317	資本準備金		5,297
貸倒引当金		△2,132	その他資本剰余金		8,575
			利益剰余金		56,008
			利益準備金		2,926
			その他利益剰余金		53,081
			固定資産圧縮積立金		848
			繰越利益剰余金		52,233
			自己株式		△7,567
			評価・換算差額等		41,139
			その他有価証券評価差額金		29,923
			土地再評価差額金		11,216
			純資産合計		115,159
資産合計		182,224	負債・純資産合計		182,224

損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	百万円
売上高	44,372
売上原価	29,850
売上総利益	14,521
販売費及び一般管理費	13,635
営業利益	885
営業外収益	4,280
受取利息及び配当金	4,238
その他	42
営業外費用	245
支払利息	190
埋蔵文化財発掘調査費	52
その他	3
経常利益	4,921
特別利益	287
投資有価証券売却益	242
現物配当に伴う交換利益	44
特別損失	471
解体撤去費用	194
投資有価証券評価損	190
減損損失	45
固定資産除却損	4
その他	36
税引前当期純利益	4,737
法人税、住民税及び事業税	534
法人税等調整額	△16
当期純利益	4,219

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(資産の部)		(負債の部)	
	百万円		百万円
流動資産	170,851	流動負債	61,866
現金及び預金	105,448	支払手形及び買掛金	33,362
受取手形、売掛金及び契約資産	43,887	短期借入金	200
商品及び製品	3,464	1年内返済予定の長期借入金	7,282
仕掛品	11,711	未払法人税等	5,903
原材料及び貯蔵品	647	賞与引当金	1,640
その他	5,869	その他	13,477
貸倒引当金	△177	固定負債	47,449
固定資産	292,787	長期借入金	9,928
有形固定資産	98,020	繰延税金負債	15,175
建物及び構築物	36,868	再評価に係る繰延税金負債	8,177
機械装置及び運搬具	1,816	役員退職慰労引当金	241
工具、器具及び備品	1,058	役員株式給付引当金	489
土地	53,594	退職給付に係る負債	4,298
リース資産	1,484	長期預り保証金	4,440
建設仮勘定	3,197	その他	4,698
無形固定資産	2,049	負債合計	109,315
投資その他の資産	192,717	(純資産の部)	
投資有価証券	150,364	株主資本	206,050
長期貸付金	208	資本金	11,707
退職給付に係る資産	4,982	資本剰余金	22,878
繰延税金資産	795	利益剰余金	183,047
差入保証金	3,548	自己株式	△11,583
長期預金	30,500	その他の包括利益累計額	58,590
その他	2,431	その他有価証券評価差額金	41,439
貸倒引当金	△114	繰延ヘッジ損益	△7
		土地再評価差額金	11,216
		為替換算調整勘定	3,020
		退職給付に係る調整累計額	2,922
		非支配株主持分	89,682
		純資産合計	354,323
資産合計	463,639	負債・純資産合計	463,639

連結損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

		百万円
売上		179,922
売上原価		104,629
売上総利益		75,292
販売費及び一般管理費		40,137
営業利益		35,155
営業外収益		6,053
受取利息		1,136
受持分取に よる配当		991
その他投資利益		3,581
営業外費用		1,216
支払利息		139
支払替差		787
支払補償		194
その他		95
経常利益		39,992
特別利益		242
投資有価証券売却益		242
特別損失		923
投資有価証券評価損		372
解体撤去費用		252
減損損失		213
固定資産除却損		48
その他		36
税金等調整前当期純利益		39,312
法人税、住民税及び事業税		10,578
法人税等調整額		△455
当期純利益		29,189
非支配株主に帰属する当期純利益		13,466
親会社株主に帰属する当期純利益		15,722

〔備考〕記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

「計算書類に係る会計監査人 監査報告書」 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

東映株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小此木 雅博
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 石田 大輔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東映株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

「連結計算書類に係る会計監査人 監査報告書」 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

東映株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小此木 雅博
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 石田 大輔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東映株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東映株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【監査等委員会 監査報告書】 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第102期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

東映株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	堀	□	政	浩	Ⓔ
監査等委員	塩	生	朋	子	Ⓔ
監査等委員	佐	藤		仁	Ⓔ
監査等委員	桂	川	志	麻	Ⓔ

(注) 監査等委員塩生朋子、佐藤 仁及び桂川志麻の各氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な政策の一つと考えており、経営基盤の強化と財務体質の改善をはかるとともに、経営成績等も勘案しつつ、継続的で安定した配当を実施することを目指しております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、企業体質の強化及び今後の事業展開等を勘案し、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、1株につき6円の普通配当に特別配当6円を加え、合計12円とさせていただきますたく存じます。

なお、中間配当金として1株につき6円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は1株につき18円となります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円 総額773,292,576円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会の答申を経て決定しており、当社の監査等委員会は、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・職位	候補者属性	取締役会出席状況
1	ただのりゆき 多田 憲之	代表取締役会長	再任	13/13回
2	よしむらふみお 吉村 文雄	代表取締役社長	再任	13/13回
3	わだこういち 和田 耕一	専務取締役	再任	13/13回
4	かまたゆうや 鎌田 裕也	常務取締役	再任	13/13回
5	こじまゆうじ 小嶋 雄嗣	取締役	再任	13/13回
6	はやかわひろし 早河 洋	取締役	再任	11/13回
7	のむとひろふみ 野本 弘文	社外取締役	再任 社外 独立役員	12/13回
8	うえきよしはる 植木 義晴	社外取締役	再任 社外 独立役員	9/9回

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p style="text-align: center;">た だ の り ゆ き 多 田 憲 之 (1949年9月6日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p>取締役会出席状況 13回/13回</p>	<p>1972年4月 当社に入社 1997年6月 当社北海道支社長 2000年7月 当社映画宣伝部長 2008年1月 当社秘書部長 2008年6月 当社執行役員に就任 2010年6月 当社取締役に就任 2012年6月 当社総務部長兼監査部長 2013年6月 当社監査部担当 2013年6月 当社常務取締役に就任 2014年4月 当社代表取締役社長に就任 2014年6月 当社映像本部長 2020年6月 当社取締役相談役に就任 2021年6月 当社代表取締役会長に就任 2023年2月 当社代表取締役会長兼社長に就任 2023年2月 当社映像本部長 2023年4月 当社代表取締役会長に就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 東映アニメーション(株)取締役、(株)ティ・ジョイ代表取締役社長 (株)テレビ朝日ホールディングス社外取締役、(株)テレビ朝日取締役</p>	5,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>多田憲之氏は、2010年に当社取締役に就任し、2014年から代表取締役社長、現在は代表取締役会長を務めており、長きに亘り陣頭に立って経営の指揮を執ってまいりました。経営全般に対する豊富な知識と経験を有し、当社経営の監督を適切に行うことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p style="text-align: center;">よ し む ら ふ み お 吉 村 文 雄 (1965年2月3日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p>取締役会出席状況 13回/13回</p>	<p>1988年4月 当社に入社 2016年6月 当社コンテンツ事業部長 2018年6月 当社執行役員に就任 2020年6月 当社取締役に就任 2020年6月 当社ビデオ営業部門担当 2021年4月 当社コンテンツ事業部門担当兼コンテンツ企画営業部長 2021年6月 当社常務取締役に就任 2022年7月 当社映像本部副本部長 2023年4月 当社代表取締役社長に就任 (現任) 2023年4月 当社映像本部長兼コンテンツ事業部門統括 2024年4月 当社映像本部長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 東映アニメーション(株)取締役、(株)セントラル・アーツ代表取締役社長</p>	2,500株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>吉村文雄氏は、2020年に当社取締役に就任し、現在は代表取締役社長を務めており、陣頭に立って経営の指揮を執ってまいりました。経営全般に対する豊富な知識と経験を有し、当社経営の監督を適切に行うことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	和田 耕一 (1965年9月7日生) 再任 取締役会出席状況 13回/13回	1988年4月 当社に入社 2014年6月 当社経理部長 2016年6月 当社執行役員に就任 2018年6月 当社取締役就任 2020年6月 当社経営戦略部担当(現任) 2021年6月 当社常務取締役就任 2022年7月 当社経営管理本部長(現任) 2023年6月 当社専務取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 東映アニメーション(株)監査役	1,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>和田耕一氏は、2018年に当社取締役就任し、現在は専務取締役経営管理本部長兼経営戦略部担当を務めており、財務・会計全般、管理・経営戦略分野において幅広い知識・経験を有しております。当社経営の監督を適切に行うことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4	鎌田 裕也 (1968年4月2日生) 再任 取締役会出席状況 13回/13回	1991年4月 当社に入社 2016年6月 当社不動産開発部長兼不動産営業部長 2018年6月 当社執行役員に就任 2021年6月 当社不動産戦略部長(現任) 2022年6月 当社取締役就任 2022年7月 当社不動産事業本部長(現任) 2023年6月 当社常務取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) (株)東映京都スタジオ代表取締役社長	1,800株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>鎌田裕也氏は、2022年に当社取締役就任し、現在は常務取締役不動産事業本部長兼不動産戦略部長を務めており、不動産事業全般において幅広い知識・経験を有しております。当社経営の監督を適切に行うことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
5	小嶋 雄嗣 (1959年6月28日生) 再任 取締役会出席状況 13回/13回	1984年4月 当社に入社 2005年6月 当社テレビ企画制作部チーフプロデューサー 2009年6月 (株)東映テレビ・プロダクションに出向 2014年6月 同社専務取締役就任 2021年6月 当社顧問(大泉地区担当)に就任 2022年6月 当社取締役就任(現任) 2022年7月 当社京都撮影所長兼太秦地区担当(現任) 2023年4月 当社映像本部副本部長(現任) 2023年6月 当社映画事業担当兼撮影所事業担当 2024年4月 当社撮影所事業部門長(現任)	1,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>小嶋雄嗣氏は、2022年に当社取締役就任し、現在は取締役映像本部副本部長兼撮影所事業部門長、京都撮影所長、太秦地区担当を務めており、映像事業全般において幅広い知識・経験を有しております。当社経営の監督を適切に行うことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	<p>はやかわひろし 早河洋 (1944年1月1日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席状況 11回/13回</p>	<p>1967年4月 (株)日本教育テレビ(現・(株)テレビ朝日ホールディングス)に入社</p> <p>1999年6月 同社取締役就任</p> <p>2001年6月 同社常務取締役就任</p> <p>2005年6月 同社代表取締役専務就任</p> <p>2007年6月 同社代表取締役副社長就任</p> <p>2009年6月 同社代表取締役社長就任</p> <p>2012年6月 当社取締役就任(現任)</p> <p>2014年6月 (株)テレビ朝日ホールディングス代表取締役会長兼CEOに就任</p> <p>2019年6月 同社代表取締役会長・CEOに就任</p> <p>2022年2月 同社代表取締役会長・CEO兼社長・COOに就任</p> <p>2022年6月 同社代表取締役会長に就任(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)テレビ朝日ホールディングス代表取締役会長 (株)テレビ朝日代表取締役会長</p>	0株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>早河洋氏は、株式会社テレビ朝日ホールディングスの代表取締役会長として一流企業グループの経営を経験され、当社の主要な事業の1つでありますドラマ事業に関係した豊富な経験、知識を活かした様々な助言をいただくこと、また、経営に一層の緊張感がもたらされること等が期待できることから、当社経営の監督を適切に行うことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。なお、同社は当社の特定関係事業者(関連会社)であり、同氏は、その業務執行者であります。</p>			
7	<p>のもとひろふみ 野本弘文 (1947年9月27日生)</p> <p>再任 社外</p> <p>独立役員</p> <p>取締役会出席状況 12回/13回</p>	<p>1971年4月 東京急行電鉄(株)(現・東急(株))に入社</p> <p>2007年6月 同社取締役就任</p> <p>2008年1月 同社常務取締役就任</p> <p>2008年6月 同社専務取締役就任</p> <p>2010年6月 同社代表取締役専務就任</p> <p>2011年4月 同社代表取締役社長就任</p> <p>2014年6月 当社取締役就任(現任)</p> <p>2015年6月 東京急行電鉄(株)(現・東急(株))社長執行役員に就任</p> <p>2018年4月 同社代表取締役会長に就任(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 東急(株)代表取締役会長 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ社外取締役</p>	2,000株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>野本弘文氏は、東急株式会社の代表取締役会長として一流企業グループの経営を経験され、その豊富な経験、知識を活かした様々な助言をいただくこと、また、経営に一層の緊張感がもたらされること等を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会最終の時をもって11年となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	<p>うえ き よし はる 植 木 義 晴 (1952年9月16日生)</p> <p>再任 社外 独立役員</p> <p>取締役会出席状況 9回/9回</p>	<p>1975年6月 日本航空(株)に入社 2010年2月 同社執行役員に就任 2010年12月 同社専務執行役員に就任 2012年2月 同社代表取締役社長執行役員に就任 2018年4月 同社代表取締役会長に就任 2020年4月 同社取締役会長に就任 2024年4月 同社取締役に就任 2024年6月 同社特別理事に就任(現任) 2024年6月 当社取締役に就任(現任)</p>	0株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>植木義晴氏は、日本航空株式会社の代表取締役社長、会長を歴任しており、グローバルに展開する企業グループのトップとして企業経営をけん引してきた経験があります。その豊富な経験、知識を活かした様々な助言をいただくこと、また、経営に一層の緊張感がもたらされること等を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。</p>			

(注) 1. 取締役候補者と当社との間の特別の利害関係について

- (1) 多田憲之氏は、東映アニメーション株式会社の取締役に兼務しており、当社は同社との間に映画の製作発注、著作権料の支払等の取引があります。
同氏は、株式会社ティ・ジョイの代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間に映画の配給及び建物賃貸等の取引があります。
同氏は、株式会社テレビ朝日ホールディングスの社外取締役に兼務しており、同社は当社の持分法適用の関連会社かつその他の関係会社であります。
同氏は、株式会社テレビ朝日の取締役に兼務しており、同社は当社の事業の一部と同一部類の事業を行っており、当社は同社との間にテレビ番組の製作受託等の取引があります。
 - (2) 吉村文雄氏は、東映アニメーション株式会社の取締役に兼務しており、当社は同社との間に映画の製作発注、著作権料の支払等の取引があります。
同氏は、株式会社セントラル・アーツの代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間に映画の製作発注、著作権料の支払等の取引があります。
 - (3) 鎌田裕也氏は、株式会社東映京都スタジオの代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間に映画村施設の賃貸等の取引があります。
 - (4) 早河 洋氏は、株式会社テレビ朝日ホールディングスの代表取締役会長を兼務しており、同社は当社の持分法適用の関連会社かつその他の関係会社であります。
同氏は、株式会社テレビ朝日の代表取締役会長を兼務しており、同社は当社の事業の一部と同一部類の事業を行っており、当社は同社との間にテレビ番組の製作受託等の取引があります。
同氏は、2025年6月開催予定の株式会社テレビ朝日定時株主総会終了後の取締役会において、同社の代表権のない取締役会長に就任予定であります。
 - (5) 野本弘文氏は、東急株式会社の代表取締役会長を兼務しており、当社は同社との間に渋谷東映プラザの一部賃貸等の取引があります。
 - (6) 他の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 野本弘文、植木義晴の両氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 野本弘文、植木義晴の両氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の選任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
 4. 当社は、非業務執行取締役である早河 洋氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令が規定する額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結してお

ります。同氏の選任が承認された場合は、引き続き非業務執行取締役とする予定ですので、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

5. 当社は、野本弘文、植木義晴の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令が規定する額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者の選任が承認され、取締役就任された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告17ページをご参照ください。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 植木義晴氏は、2024年6月27日開催の第101期定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会出席状況については就任後の開催回数で記載しております。

(ご参考) 取締役会のスキル・マトリックス

本総会において、第2号議案が原案どおり承認された場合の取締役会の構成、並びに各取締役の専門性と経験は次のとおりであります。

氏名	区分	経営	重点戦略				ガバナンス		
		企業経営	企画製作	IP マルチユース	グローバル	組織・人事	財務・会計	法務 リスクマネジメント	サステナビリティ
多田憲之	再任	●		●		●		●	●
吉村文雄	再任	●	●	●	●	●		●	
和田耕一	再任	●				●	●	●	●
鎌田裕也	再任	●		●				●	
小嶋雄嗣	再任	●	●	●				●	
早河 洋	再任	●	●	●		●		●	●
野本弘文	再任 独立社外	●		●					●
植木義晴	再任 独立社外	●			●				●
堀口政浩	現任 監査等委員	●						●	●
塩生朋子	現任 独立社外 監査等委員				●			●	
佐藤 仁	現任 独立社外 監査等委員	●		●			●	●	
桂川志麻	現任 独立社外 監査等委員						●	●	

(注) 上記スキル・マトリックスは、各候補者に特に期待する知識・経験・能力であり、候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

第3号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）継続の件

当社は、2007年5月25日に開催された取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の導入を決議し、同年6月28日に開催された定時株主総会において、新株予約権無償割当てに関する事項を株主総会の決議又は株主総会から委任された当社取締役会の決議により決定することができることを内容とする定款変更議案と併せて、株主の皆様からご承認をいただきました。そして、その後、3年ごとに6月下旬開催の定時株主総会において内容を一部修正又は変更した上で継続することをお諮りし、株主の皆様のご賛同をいただいて現在に至っております。

現行の「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「現対応方針」といいます。）の有効期間は本総会の終結の時までとなっているところ、当社は、現対応方針の導入・継続後の社会経済情勢の変化、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」及び東京証券取引所が2015年6月1日に導入し、2018年6月1日及び2021年6月11日にそれぞれ改訂された「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」等の買収への対応方針に関する議論の進展等を踏まえ、現対応方針の継続の是非や内容の見直し等について検討してまいりました。そして、2025年5月23日開催の取締役会において、本総会において株主の皆様からご承認をいただくことを条件として、現対応方針を一部変更した上で、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）」（以下、「本対応方針」といいます。）として継続することを決議いたしました。

つきましては、現対応方針を一部修正した上で継続することのご承認をお願いするとともに、定款第13条の定めに基づき、本対応方針に記載した条件に従った新株予約権無償割当てに関する事項の決定につき当社取締役会への委任をお願いいたしたいと存じます。本総会において、株主の皆様のご賛同を得られた場合には、本総会の終結後から本対応方針の効力が発生することとなります（出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られなかった場合には、本対応方針の効力は発生しません。）。

本対応方針において「大規模買付行為」とは、以下①乃至③に該当する買付等をいい（但し、いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除くこととします。）、「大規模買付者」とは大規模買付行為を行う者及び行おうとする者をいうものとします。

- ①当社が発行者である株券等[1]について、保有者[2]の株券等保有割合[3]が20%以上とすることを目的とした買付行為、又は結果として株券等保有割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為等（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）その他一切の取得
- ②当社が発行者である株券等[4]について、公開買付け[5]を行う者及びその特別関係者[6]の株券等所有割合[7]の合計が20%以上となる公開買付け
- ③上記①又は②の各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該

当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係[8]を樹立する行為[9]（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

本対応方針の具体的な内容は別紙「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）」（以下、「別紙」といいます。）のとおりですが、便宜のため、買収への対応方針に関する議論においてしばしば取り上げられる論点に関し、本対応方針の内容の要点を以下にまとめましたのでご参照ください。

(1) 本対応方針が株主共同の利益の確保に資すると考える理由について

当社及び当社グループが培ってきたビジネスモデルは、日本の映像文化の中心的役割を果たしてきた劇場映画、テレビ映画、アニメ作品等と、それらの作品から生まれた様々なキャラクターを包含する知的財産権の集積及びそれらを生み出し幅広くビジネスとして展開するための経験や知識、技術等の集積を核とするものであります。これらの知的財産権や経験等の集積は当社グループの企業価値の源泉にほかなりませんが、必ずしもそのすべてが当社グループの資産として会計上認識されている訳ではありません。また、この知的財産権の集積が当社グループの利益に貢献する期間や貢献の度合いは、作品等によって大きく異なりますが、ユーザーへの提供技術の発達や利用形態の多様化とあいまって、十数年あるいはそれ以上の長期間にわたって貢献する作品等も存在しており、通常の商品や資産とは異なる特徴を有しております。これらの点を十分に理解することなく当社グループの企業価値を適切に評価することは極めて困難であると思料されます。

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付行為に際し、当社株券等を売却するか否かは、最終的には当社株券等を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。従って、当社取締役会は、大規模買付行為を一概に否定するものではありません。しかしながら、昨今の国内・国外の資本市場においては、時として、対象となる会社の経営陣との十分な協議を経ることなく、株主への十分な情報の開示もなされない段階で、大規模買付行為が行われるといった動きも見られます。当社取締役会は、このような状況を踏まえて、上記のような当社グループの知的財産権や経験等の集積と、近年の当社株券等の時価総額・資産状況の推移等を考慮した場合、当社株券等がそのような大規模買付行為の対象となる一定の可能性が存在していることは否定できないと判断しております。

そして、そのような状況に鑑み、当社取締役会は、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価する際、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見や代替案等も含めた十分な情報が、適時・適切に株主の皆様へ提供されるとともに、当社取締役会が大規模買付者に対して、当社グループの企業価値についての協議を求めることが可能になることを担保するための手立てをあらかじめ確保しておくこと及び

提供された情報や代替案等を踏まえて当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な時間を確保することが、株主の皆様にとって有益であり、株主共同の利益の確保に資するものであると考えます。

(2) 取締役会の恣意的な運用の可能性の排除について

①株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、本総会において、本対応方針に関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため議案としてお諮りしますが、仮に本対応方針につき株主の皆様のご賛同が得られなかった場合には、本対応方針の効力は発生しません。

さらに、本対応方針は、所定の場合には、当社取締役会は、社外者で構成される特別委員会（詳細は別紙ご参照）の勧告を最大限尊重した上で、株主総会を招集し、対抗措置（詳細は別紙ご参照）の発動又は不発動に関する株主の皆様のご意思を確認することとしております。

また、株主総会の決議を経ることなしに、本対応方針の継続や実質的な内容の変更を行うことはありません。（法令の改正・廃止等への対応のための形式的な変更で、実質的な内容の変更を伴わないものを除きます。）

以上のように、本対応方針は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

②独立性の高い社外者の判断の重視

本対応方針において、当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動・不発動の決議及び株主の皆様のご意思を確認するための株主総会の招集の決議については、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外者で構成される特別委員会の勧告を最大限尊重することとしております。

特に、当社取締役会が株主総会の決議を経ることなく対抗措置の発動を決議する場合には、当社取締役会は、特別委員会から、株主の皆様のご意思を確認することなく対抗措置を発動すべき又は発動することが望ましい旨の勧告を取得しなければならないものとしております。（当社取締役会の判断のみで対抗措置を発動できる余地はありません。）

(3) その他の本対応方針の合理性について

①買収への対応方針に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）を充足しています。

また、本対応方針は、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、株式会社東京証券取引所が2021年6月11日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」及び経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」の内容も踏まえた内容となっております。従って、本対応方針では、対抗措置として大規模買付者等

に割り当てられた新株予約権（詳細は別紙ご参照）を当社が取得する場合でも、その対価として金員等の交付を行うことはありません。

②デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者は、自己が指名し、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会決議により、本対応方針を廃止する可能性があります。従って、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年と、会社法所定の任期となっており、いわゆる期差任期制を採用しておらず、また、取締役の解任決議要件の加重を行っておりませんので、本対応方針は、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

③特別委員会の評価期間の上限を明確にしていること

大規模買付者に対する特別委員会の評価期間は、現金（円貨）による当社株券等の全部買付の場合は最大60日間、それ以外の場合は最大90日間としております。但し、特別委員会が、その期間内に結論に至らない場合には、30日間を限度として合理的に必要な範囲で評価期間を延長することができることとしております。

なお、特別委員会が大規模買付情報の追加情報を求めた場合の回答期限（当社取締役会が大規模買付情報を受領した後最大60日間）を合わせると、現金（円貨）による当社株券等の全部買付の場合は評価期間を延長した場合で最大150日間、それ以外の場合は評価期間を延長した場合で最大180日間となります。

- [1] 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下、別段の定めがない限り同じとします。
- [2] 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される保有者及び同条第3項に基づき保有者に含まれる者をいいます。以下同じとします。
- [3] 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとします。
- [4] 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。
- [5] 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される公開買付けをいいます。以下同じとします。
- [6] 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下、別段の定めがない限り同じとします。
- [7] 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。
- [8] 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそ

これらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

[9] 本文の③の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が特別委員会（下記3.に定義されます。以下同じ。）の勧告に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、上記③の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

【別紙】当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）

1. 本対応方針の目的と基本的な考え方

(1) 当社における企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の取組みについて

当社グループは『愛される「ものがたり」を全世界に』を使命とし、世の中の変化を捉え、新しいメディアに対応しながら当社を中心とする安定的なグループ経営のもと、映像作品をはじめとする良質なエンターテインメントを全世界に提供し続けてまいります。

国内における少子高齢化やそれに伴う人口減少、消費者ニーズや伝達媒体の多様化等、当社グループを取り巻く事業環境は急激に変化している状況のなか、当社グループの経営課題として、以下を認識しております。

- ・オリジナルを中心とした新規IP創出力の増強によるIPポートフォリオの拡充
- ・IPのグローバル展開の加速と、国内・海外のIPマルチユース促進によるIPあたり収益の最大化
- ・持続的成長に向けたIPライフサイクルの長期化

これらの経営課題の解決に向けて、当社グループの中長期的な成長戦略として2023年2月に策定・公表し、推進しております『東映グループ中長期VISION「TOEI NEW WAVE 2033」』において、当社グループの強みは多様で魅力的な作品群を生み出す源泉となる企画製作力、そしてIPホルダーとして収益最大化を実現するマルチユース展開力と認識し、その強みを活用した以下の重点施策に取り組んでおります。

- ① 映像事業収益の最大化
- ② コンテンツのグローバル展開へのチャレンジ
- ③ 映像事業強化のための人的投資の拡大
- ④ 持続的なチャレンジと成長を支える経営基盤強化

当社グループは、今後も、上記に続く将来へ向けた取組みについて検討を重ねてまいります。その内容を具体的に決定した場合には、公式ホームページ等を通じて広くお知らせしていく予定であります。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んで、ステークホルダーとの長期にわたる信頼関係を構築し、当社グループの持続的な成長と企業価値ひいては株主共同の利益の長期安定的な向上に努めてまいり所存であります。当社のコーポレート・ガバナンスの状況につきましては、公式ホームページ等に掲載しておりますコーポレート・ガバナンス報告書をご参照ください。

(2) 大規模買付行為に対する考え方

44ページの「(1)本対応方針が株主共同の利益の確保に資すると考える理由について」をご参照ください。

(3) 本対応方針導入の目的と基本的な枠組み

当社取締役会は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを

株主の皆様が判断するに当たり必要かつ十分な情報・時間及び当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保するために、一定の合理的な仕組みを設けることが必要であると判断しております。当社取締役会は、大規模買付行為が、このような大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といい、その詳細は下記2.「大規模買付ルールの内容」にて後述します。）に従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考えております。

本対応方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうおそれがあると当社取締役会により最終的に判断される場合には、当社取締役会は、特別委員会（下記3.「特別委員会の設置」ご参照）の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当て（下記5.「当社取締役会による決議及び対抗措置の具体的内容」及び添付資料1「新株予約権の無償割当ての概要」ご参照）の実施（以下、「対抗措置」といいます。）を決議することができるものとします。

なお、特別委員会は、勧告を行うに際し、対抗措置の発動に関して、あらかじめ株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を開催すべき旨の勧告を行うことができるものとし、当該勧告がなされた場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、株主意思確認総会の招集を決議することができるものとします。

さらに、上記にかかわらず、当社取締役会が、取締役の善管注意義務に照らし株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合にも、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動又は不発動に関する株主の皆様のご意思を確認することができるものとします。

株主意思確認総会の決議は、出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数によって決するものとし、株主意思確認総会において対抗措置を発動することが可決された場合には、当社は対抗措置を発動するものとします。他方、株主意思確認総会において対抗措置を発動することが否決された場合には、当社は対抗措置を発動しないものとします。

なお、取締役会は、株主意思確認総会を開催することなく対抗措置を発動することを決議する場合には、特別委員会から、株主の皆様のご意思を確認することなく対抗措置を発動すべき又は発動することが望ましい旨の勧告を取得しなければならないものとします。

2. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付者が大規模買付行為に先立って、当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、その情報に基づき特別委員会が当該大規模買付行為について検討・評価を行うための期間を設け、かかる期間が終了し、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われるまで（株主意思確認総会を招集する決議の場合には、株主意思確認総会の終結時まで）大規模買付行為を開始してはならないとするものです。

大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

(1) 大規模買付情報の提供

大規模買付行為を実施しようとする大規模買付者には、当該大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、下記の各号に定める買付等の内容の検討に必要なかつ十分な情報（以

下、「大規模買付情報」といいます。)及び大規模買付ルールに従う旨の誓約文言を日本語で記載した書面(以下、総称して「買付説明書」といいます。)を当社の定める書式により提出していただきます。

記

- ①大規模買付者及びそのグループ(主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関連会社、共同保有者及び特別関係者、ファンドの場合は組合員、出資者その他の構成員及び業務執行組合員を含みます。)の概要(具体的名称、住所、国内連絡先、資本構成、出資割合、財務内容、役員の名及び略歴並びに事業内容を含みます。)
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容(買付対価の種類・価額・内容、買付の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為完了後、当社が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由並びに買付方法の適法性、買付実行の蓋然性を含みます。)
- ③買付価額の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法及び算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為その他一連の取引によるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。)
- ④大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ⑤買付資金の裏付け(当該資金の供与者(実質的供与者を含みます。)の概要(具体的名称、資本構成等を含みます。)、既に保有する当社株券等に関する担保設定状況、当社の資産又は今後取得する当社株券等に関する担保設定予定・時期、その他買付資金調達に関する一連の取引の内容を含みます。)
- ⑥大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針並びに事業計画(資金計画、投資計画、資本政策、配当政策及び資産活用等)の主な内容
- ⑦大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策並びに当該施策が当社及び当社グループの企業価値を向上させることの根拠
- ⑧大規模買付行為完了後における当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客等の主要な利害関係者との関係についての方針
- ⑨その他特別委員会が特に必要と判断する情報

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提出された買付説明書については、速やかに特別委員会に提供することとします。特別委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が大規模買付情報として十分か否かを速やかに確認し、不十分であると判断した場合には、適宜回答期限(当社取締役会が買付説明書を受領した後60日を上限とします。)を定めた上で、直接又は当社取締役会を通じて、大規模買付者に対し追加情報を日本語で提出していただくよう求めることがあります。

また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提出された大規模買付情報は、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則の遵守を前提に特別委員会の意見も勘案し当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。

(2) 特別委員会による大規模買付情報の検討・評価等

特別委員会が、大規模買付者から大規模買付情報として十分な情報を全て受領したと認め

たときは、直接又は当社取締役会を通じて、速やかにその旨を公表します。特別委員会は、当該公表日を開始日とし、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付の場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間を「特別委員会評価期間」として、検討、評価、意見形成を行うものとします。

特別委員会評価期間の開始の前後を問わず、特別委員会は、大規模買付情報の検討及び比較のため必要と認めるときは、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（30日を上限とします。）を定めた上で、当該大規模買付行為に対する取締役会の意見、その根拠資料及び企業価値向上のための代替案その他特別委員会が必要と認める情報・資料等を提供するよう求めることがあります。また、検討、評価及び意見形成並びに大規模買付行為に関する条件の改善に必要と認められるときは、特別委員会もしくは当社取締役会が大規模買付者との間で協議・交渉し、又は当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

特別委員会は、その判断が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けながら、提供された大規模買付情報及び当社取締役会から提供された情報・資料等（取締役会による企業価値向上のための代替案を含みます。）を十分に検討・評価し、特別委員会としての意見（対抗措置の発動の是非及び株主意思確認総会の招集の是非に関する勧告を含みます。）を慎重に取りまとめることとします。

特別委員会は、特別委員会の意見を取りまとめた後、直接又は当社取締役会を通じて、大規模買付者に対して当該意見を通知するとともに適時・適切に公表します。

なお、特別委員会が、特別委員会評価期間内に意見の公表又は対抗措置発動の是非を勧告するに至らない場合には、30日間を限度として合理的に必要な範囲で評価期間を延長することができます。この場合、特別委員会は、評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他特別委員会が適切と認める事項について、当該延長の決定後速やかに、直接又は当社取締役会を通じて、情報開示を行います。

大規模買付者は、特別委員会の勧告を経て当社取締役会の決議が行われるまで（株主意思確認総会を招集する決議の場合には、株主意思確認総会の終結時まで）、大規模買付行為を開始してはならないものとします。

3. 特別委員会の設置

当社は、当社取締役会による恣意的な判断を防止するため、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置します。

特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外取締役及び社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、又はこれらに準ずる者）の中から選任されるものとします。

なお、本対応方針における特別委員会の委員は、添付資料2「特別委員会の委員の略歴」に記載のとおり予定しております。

当社取締役会は、取締役としての忠実義務及び善管注意義務に従って、大規模買付ルールが遵守されたか否か、並びに大規模買付ルールが遵守された場合であっても大規模買付行為

が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあるため、対抗措置を発動すべきか否かについて検討し、取締役会としての見解（企業価値向上のための代替案を含みます。）を決定するものとし、株主意思確認総会を開催することなく大規模買付行為に対する対抗措置の発動を決議する場合には、特別委員会の勧告に従って行わなければならないものとし、

4. 大規模買付行為がなされた場合の特別委員会の勧告

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合（大規模買付者から提出された情報が株主の皆様の判断及び特別委員会の検討・評価のために必要な大規模買付情報として不十分である場合並びに特別委員会が定めた回答期限までに大規模買付者から追加情報が提出されなかった場合を含みます。）には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、特別委員会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会の諮問に基づき、対抗措置を発動するよう当社取締役会に勧告することができるものとし、

但し、特別委員会は、大規模買付者から提供された情報の一部が最終的に不十分な場合であっても、そのことのみを理由に大規模買付ルールに違反したという認定は行わないものとし、特別委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールの一部を遵守していないと認められる場合であっても、大規模買付ルール違反の重要性その他の状況を総合的に判断して当社取締役会への勧告の内容を決定するものとし、

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、特別委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動の決議を行うよう勧告します。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社取締役会の諮問に基づき、特別委員会が、大規模買付情報の検討・評価等の結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断した場合には、特別委員会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、株主の皆様のご意思を確認することなく対抗措置を発動すべき又は発動することが望ましい旨を当社取締役会に勧告することがあります。具体的には、以下のいずれかに該当すると認められる場合には、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当する可能性があります。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買付を行っている判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の買付を行っている判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社又は当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買付を行っている判断される場合

- ④ ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の買付を行っているとは判断される場合
- ⑤ ⑤ 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと）等、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）
- ⑥ ⑥ 大規模買付者の提案する当社株券等の買付条件（買付対価の種類・価額、内容、時期、方法、実現可能性を含むがこれに限らない。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑦ ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、従業員、取引先、地域社会その他の利害関係者との関係又は当社ブランド価値を破壊し、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑧ ⑧ 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

但し、特別委員会は、当社取締役会に、株主の皆様のご意思を確認することなく対抗措置を発動すべき又は発動することが望ましい旨の勧告を行った後であっても、上記勧告後に大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合、又は上記勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、大規模買付行為が上記①乃至⑧に該当しないと判断するに至った場合等には、改めて当社取締役会に対し、対抗措置の発動の中止を勧告し、又は既に行った対抗措置の発動勧告等を撤回することができるものとします。

(3) 株主意思確認総会を開催すべき旨の勧告

特別委員会は、上記(1)及び(2)に記載したとおり、当社取締役会の諮問に基づき、対抗措置の発動の決議を行うよう当社取締役会に勧告することができますが、上記(2)①乃至⑧に該当するか否かの判断が困難である場合のほか、特別委員会で検討・評価等を行った結果、相当であると判断した場合には、対抗措置の発動に関する株主意思確認総会の招集を決議すべき又は招集を決議することが望ましい旨を当社取締役会に勧告することができるものとします。

5. 当社取締役会による決議及び対抗措置の具体的内容

当社取締役会は、対抗措置の発動・不発動の決議及び株主意思確認総会の招集の決議等の際して、その公正さを担保するために、以下の手続きを経ることとします。

- (1) ① 当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は遵守する場合のいずれの場合においても、特別委員会に対し、買付説明書を提示した上でその内容の検討・評価並びに対抗措置の発動の是非及び株主意思確認総会の招集の是非について諮問します。なお、当社取締役会は、取締役としての忠実義務及び善管注意義務に従って、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあるか否か、対抗措置を発動すべきか否かについて検討し、取締役会としての見解（企業価値向上の

ための代替案を含みます。)を決定して特別委員会への諮問に際して当該見解を申述したり、あるいは当該見解を公表したりすることがあります。

- (2) 特別委員会は、この諮問に基づき、上記4.「大規模買付行為がなされた場合の特別委員会の勧告」に定めるところに従って対抗措置の発動の是非及び株主意思確認総会の招集の是非について判断し、当社取締役会に対して勧告を行います。
- (3) 当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、速やかに対抗措置の発動、不発動、中止又は株主意思確認総会の招集その他必要な決議を行うものとしします。
- (4) 上記にかかわらず、当社取締役会は、取締役の善管注意義務に照らし株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動又は不発動に関する株主の皆様のご意思を確認するものとしします。なお、株主意思確認総会の招集手続は、法令及び当社定款の定めに従い可能な限り速やかに実施するものとししますが、定時株主総会又は臨時株主総会と併せて開催することもできるものとしします。
- (5) 株主意思確認総会の決議は、出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数によって決するものとし、株主意思確認総会において対抗措置を発動することが可決された場合には、当社は対抗措置を発動するものとしします。他方、株主意思確認総会において対抗措置を発動することが否決された場合には、当社は対抗措置を発動しないものとしします。
- (6) なお、取締役会は、株主意思確認総会を開催することなく対抗措置を発動することを決議する場合には、特別委員会から、株主の皆様のご意思を確認することなく対抗措置を発動すべき又は発動することが望ましい旨の勧告を取得しなければならないものとしします。当社取締役会がこれらの決議を行った場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って、当該決定について適時・適切に公表します。
当社取締役会は、本対応方針に基づく対抗措置を発動する場合には、新株予約権の無償割当てを行うことを予定しております。この場合、大規模買付者及びそのグループ（以下、「大規模買付者等」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その詳細は添付資料1「新株予約権の無償割当ての概要」にて後述します。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割当てます。

6. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 本対応方針効力発生時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針の効力発生時には、対抗措置として予定している新株予約権の無償割当て自体は行われません。従って、株主及び投資家の皆様の法的権利又は経済的側面に直接的な影響を与えることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、上記5.「当社取締役会による決議及び対抗措置の具体的内容」に記載した対抗措置である新株予約権の無償割当てを実施することがあります。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置である新株予約権の無償割当てが行われる場合は、当社が当該新株予約権の取得の手続きをとることにより、大規模買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。但し、当社が新株予約権を取得する日までに、大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただけない株主の皆様（当社がかかる誓約書の提出を求めた場合に限りです。）に関しましては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当てを受け、当該新株予約権と引き換えに当社株式を受領することに比して、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

なお、特別委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が発動されることにより、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応方針は、大規模買付者等が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置である新株予約権の無償割当てが行われる場合には、当社株主の皆様は、引受けの申込みを要することなく当該新株予約権の割当てを受け、また、当社が当該新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。

但し、この場合、当社は、当該新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途、ご自身が「大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

また、新株予約権の無償割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の無償割当ての基準日（以下、「割当基準日」といいます。）における最終の株主名簿に記載又は記録される必要があります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に基づき別途お知らせします。

7. 本対応方針の導入手続き

本対応方針の導入については、当社定款第13条の定めに基づき、本対応方針に記載した条件に従った新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任する旨の議案を本総会に付議し、株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

8. 本対応方針の有効期間並びに廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、本総会の終結後から2028年6月開催予定の2028年3月期に関する当社の定時株主総会の終結の時までといたしますが、本総会で株主の皆様の賛同が得られなかった場合にはその効力は発生せず、また、本総会で株主の皆様の賛同が得られた場合であっても、有効期間満了前に株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合又は当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合には、本対応方針はその時点で廃止されます。

さらに、当社取締役会は、今後の法令改正、司法判断の動向及び当社が上場する金融商品取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本対応方針の見直し等、適切な措置を講じてまいりたいと考えております。その際における本対応方針の変更は、その都度株主総会において議案としてお諮りし、株主の皆様のご賛同を得た上で行うこととします。

なお、本対応方針で引用する法令の規定は、2025年5月23日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令改正（法令名の変更や旧法令を承継する新法令の制定を含みます。）があり、それらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令の条文の各条項は、当該改正後のこれらの法令の各条項を実質的に承継する法令の各条項に、それぞれ読み替えられるものとするほか、字句の修正等の形式的もしくは技術的な修正又は変更（実質的な内容の変更を伴うものを除きます。）については当社取締役会が行うことができるものとします。

9. その他

(1) 本対応方針は、2025年5月23日に開催された当社取締役会において、社外取締役5名を含む出席取締役全員の賛成により、一部変更及び継続並びに本総会に付議することが決定されたものです。

(2) 本対応方針の合理性について

44ページ以下の「(1)本対応方針が株主共同の利益の確保に資すると考える理由について」「取締役会の恣意的な運用の可能性の排除について」及び「その他の本対応方針の合理性について」をご参照ください。

(3) 参考資料

- 添付資料1 新株予約権の無償割当ての概要
- 添付資料2 特別委員会の委員の略歴
- 添付資料3 本対応方針のフローチャート

以 上

(添付資料1) 新株予約権の無償割当ての概要

1. 新株予約権の無償割当ての対象となる株主及びその割当方法

当社取締役会で定める割当基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社株式を除く。）1株につき1個の割合で、払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合その他を行う場合は、所要の調整を行うものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

3. 株主に割当てる新株予約権の総数

割当基準日における当社の最終の発行済株式数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を上限とする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株当たり1円を下限とし割当基準日における時価の2分の1を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、当社取締役会が別途定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使条件

以下の者は新株予約権を行使することができないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(i) 特定大量保有者[1]

(ii) その共同保有者[2]

(iii) 特定大量買付者[3]

(iv) その特別関係者[4]

(v) 上記(i)乃至(iv)記載の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者

(vi) 上記(i)乃至(v)記載の者の関連者[5]

8. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、当社取締役会において定める取得日が到来したときに、新株予約権（但し、上記7.「新株予約権の行使条件」に記載される新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）を取得し、これと引き換えに当社普通株式を交付することができるなどの条件を付した取得条項を定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
- (2) 当社は、新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社が、上記7.「新株予約権の行使条件」記載の新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を取得する場合には、その対価として金員等の交付は行わないものとする。

9. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

10. 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

- [1] 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者もしくは20%以上であると当社取締役会及び特別委員会が認めた者をいう。
- [2] 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される者及び同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者（当社取締役会及び特別委員会がこれらに該当すると認めた者を含む。）をいう。
- [3] 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。）の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等（同法第27条の2第1項に定義される。）の株券等所有割合とその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%以上となる者（当社取締役会及び特別委員会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。
- [4] 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される者（当社取締役会及び特別委員会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- [5] 「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会及び特別委員会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会及び特別委員会が認めた者をいう。

(添付資料2) 特別委員会の委員の略歴

特別委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

氏名 塩 生 朋 子 (しおいけ ともこ)

略歴

2009年12月 弁護士登録 (第二東京弁護士会所属)
2010年 1月 四谷共同法律事務所入所 (現任)
2015年 6月 パルシステム共済生活協同組合連合会員外監事
2021年 6月 当社社外監査役
2022年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)
2022年 6月 (株)アズパートナーズ社外監査役 (現任)
2023年 6月 パルシステム生活協同組合連合会員外監事 (現任)

※同氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ております。

氏名 佐 藤 仁 (さとう ひとし)

略歴

1975年 4月 東京急行電鉄(株) (現・東急(株)) 入社
1995年10月 (株)東急レクリエーション入社
1997年 3月 同社取締役
2002年 5月 同社常務取締役
2006年 3月 同社専務取締役
2007年 3月 同社代表取締役社長
2014年 3月 同社取締役会長
2016年 3月 同社取締役相談役
2017年 3月 同社相談役 (現任)
2022年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)

※同氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ております。

氏名 桂 川 志 麻 (かつらがわ しま)

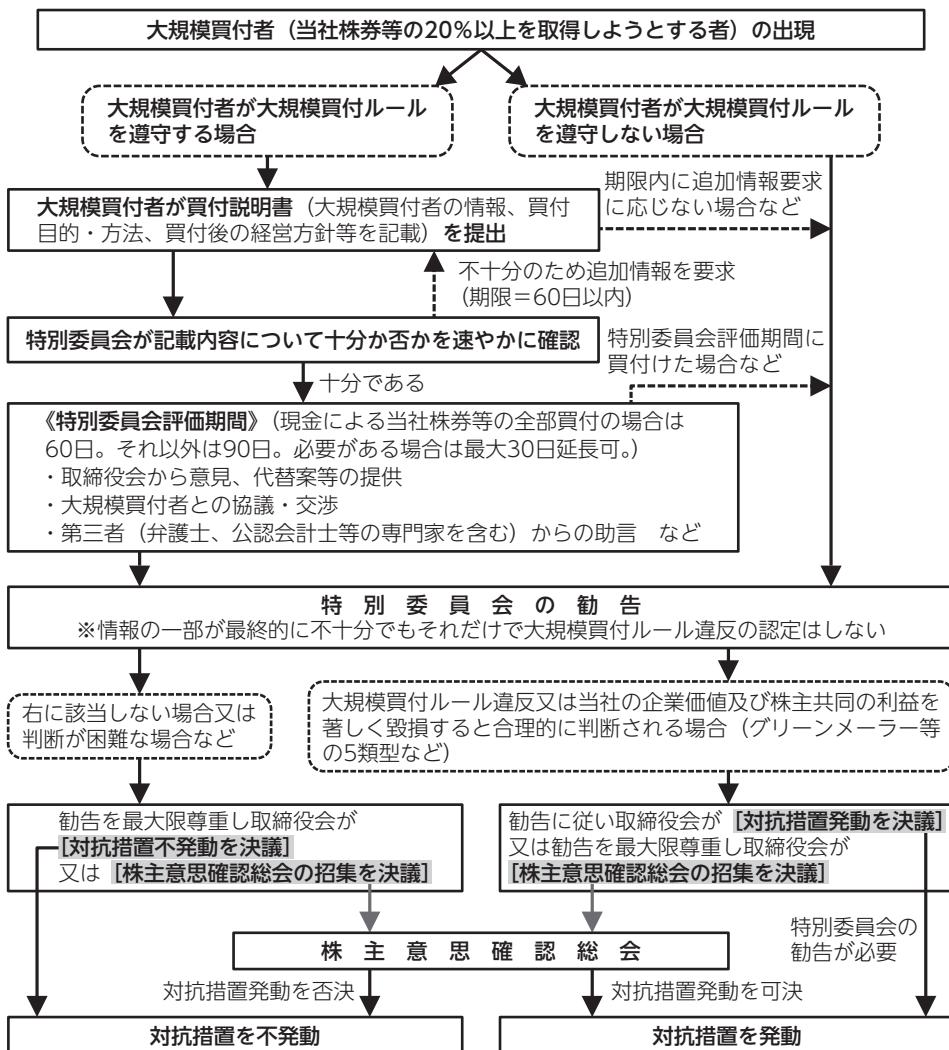
略歴

1997年 4月 山田恵美子税理士事務所入所
2001年 3月 税理士登録
2022年 1月 改組により神津・山田税理士法人社員 (現任)
2024年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)

※同氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ております。

(添付資料3) 本対応方針のフローチャート

このフローチャートは、あくまでも本対応方針に対するご理解に資することのみを目的に、参考として作成しております。本対応方針の詳細につきましては、本文をご覧ください。



以上

株主総会会場ご案内図



- J R 線
有楽町駅下車（中央口又は銀座口）徒歩約5分
 - 東京メトロ
丸ノ内線 銀座駅下車（C6出口又はC8出口）徒歩約2分
日比谷線 銀座駅下車（C6出口又はC8出口）徒歩約3分
銀座線 銀座駅下車（C6出口又はC8出口）徒歩約5分
有楽町線 有楽町駅下車（D7出口又はD8出口）徒歩約5分
有楽町線 銀座一丁目駅下車（4番出口）徒歩約4分
- ※ 駐車場のご用意はございませんので、公共交通手段をご利用くださいますよう、お願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。